

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅駐日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ゲルジア	トビリシ国立大学日本語学習機 材整備計画のための贈与に關す る日本国政府とゲルジア政府と の間の交換公文	トビリシ国立大学日本語学習機材整備計画を実施す るために必要な調達に必要な役務の供与 1. 機材及びその機材の輸送に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	18,700千円 H21.3.31まで	H20.12.24 トビリシ で (同日)	日本側 大木正充在ゲルジ ア大使 ゲルジア側 ギオルギ・フ アラフ 学長	H21. 1.19 5号
ゲルジア	ゲルジア政府に対する贈与に關 する日本国政府とゲルジア政府 との間の交換公文	ゲルジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むゲルジアの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係を贈与すること。	1,200,000千円 -----	H20.12.25 トビリシ で (同日)	日本側 大木正充在ゲルジ ア大使 ゲルジア側 ニカ・ギラウ リ財務大臣	H21. 1.19 9号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。